

伊予市立教育施設等使用条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

伊予市立教育施設等使用条例（平成 22 年伊予市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（<u>施設等の範囲及び使用時間</u>）</p> <p>第 2 条 <u>使用することができる施設等は、別表に掲げるとおり</u> <u>とし、当該施設等の使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10</u> <u>時までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、</u> <u>これを変更することができる。</u></p> <p>（<u>使用者の範囲等</u>）</p> <p>第 3 条 <u>施設等を使用できる者は、次に掲げる団体であって、</u> <u>あらかじめ教育委員会に申請し、使用団体の登録を受けたも</u> <u>のに限る。</u></p> <p>（1）<u>主として市内に居住する市民（市内に在勤又は在学する</u> <u>者を含む。）により構成し、かつ、成人を責任者とする団体</u></p> <p>（2）<u>社会教育関係団体</u></p>	<p>（ _____ 使用時間）</p> <p>第 2 条 _____ _____施設等の使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、 これを変更することができる。</p>

(3) 地域クラブ活動（伊予市立中学校の生徒が、将来にわたってスポーツ、文化芸術その他の体験活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた地域活動であって、教育長が適当と認める活動をいう。）を実施する団体

(4) スポーツ少年団その他これに類する団体

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、施設等を使用させることができる。

（使用の許可）

第 4 条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。この場合において、教育長は、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

2 教育長は、前条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる団体が施設等を使用しようとするときは、他の団体に優先して施設等を使用させることができる。

第 5 条 省略

（使用料）

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、教育長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

（使用の許可）

第 3 条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。_____

2 教育長は、前項の許可に施設等の管理上必要な条件を付することができる。

第 4 条 省略

（使用料）

第 5 条 第 3 条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、教育長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

第7条～第10条 省略

（使用の許可の取消し等）

第11条 教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は条件を変更し、制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2)～(5) 省略

第12条～第14条 省略

別表（第2条、第5条関係）

1 教室

省略

2 運動場

施設名		基本使用料（円）				
		単位	8時30分 から 12時まで	12時 から 17時まで	17時 から 19時 まで	19時 から 22時 まで
屋内運動場	南山崎小学校、北山崎小学校、郡中小学校、伊予小学校、港南中学校、伊予中学校	全面	540	770	300	470
		半面	260	390	150	240
	中山小学校、佐礼谷小学校、下灘小学校、由並小学校、翠小学校、中山中学校、双海中学校	全面	540	770	300	470
	下灘小学校（地下）	全面	310	460	180	280

第6条～第9条 省略

（使用の許可の取消し等）

第10条 教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は条件を変更し、制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2)～(5) 省略

第11条～第13条 省略

別表（第5条関係）

1 教室

省略

2 運動場

施設名		基本使用料（円）				
			8時30分 から 12時まで	12時 から 17時まで		17時 から 22時 まで
屋内運動場			540	770		770
	屋内運動場（地下）		310	460		460

屋外運動場	<u>全 面</u>	540	770	<u>300</u>	<u>470</u>	屋外運動場		540	770		<u>770</u>
備考 1～3 省略						備考 1～3 省略 4 <u>屋内運動場（地下室）の使用は、下灘小学校に限る。</u>					

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の伊予市立教育施設等使用条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、なお従前の例による。